

法第 3 5 条（避難施設等）

2 以上の直通階段の設置を要する集会場の規模

次に該当する集会場については、令第 1 2 1 条第 1 項第 1 号の規定による 2 以上の直通階段を設置しないことができる。

- ① 階数が 3 以上で、2 階の客席の床面積の合計が 1 0 0 m²以下であり、3 階以上の階に客席を有しないもの
- ② 階数が 2 で、2 階の客席の床面積の合計が 1 0 0 m²以下のもの